

旭医大達第 91 号

旭川医科大学病院呼吸器センター規程を廃止する規程を次のように定める。

令和 5 年 4 月 12 日

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学病院呼吸器センター規程を廃止する規程

旭川医科大学病院呼吸器センター規程(平成 20 年旭医大達第 17 号)は、廃止する。

附 則

- 1 この規程は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 旭川医科大学病院呼吸器センター運営委員会規程(平成 20 年旭医大達第 18 号)は廃止する。

【制定理由】

本学病院に置かれる部署の見直しに伴い、本規程及び関連する規程を廃止するものである。